

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

1 募集期間

令和5年(2023年)10月2日(月) から 令和5年(2023年)10月31日(火) まで

2 募集詳細

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	24人	28人(担当区域ごとに1人) ※担当区域については裏面参照
	※農業委員については、農業委員会業務に利害関係のない方(中立委員)を1人以上任命します。 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募できますが、兼務はできません。	
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づく許認可業務 ・農業に関する改善意見提出 ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・遊休農地の発生防止・解消 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・遊休農地の発生防止・解消 ・新規参入の促進 等
資格	<p>農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関する職務を適切に行うことができる方</p> <p>※ただし、以下の方は委員になることができません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 	<p>農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方</p>
報酬	月額報酬 57,000円 + 活動実績等報酬(会長74,000円)(会長代理63,000円)	月額報酬 24,000円 + 活動実績等報酬
任期	令和6年5月19日から 令和9年5月18日まで	農業委員会が令和6年5月19日以降に委嘱した日から 令和9年5月18日まで
選考方法	農業委員候補者選考会で選考します。	農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で選考します。
応募・推薦の方法	<p>応募・推薦書類(農業委員会、各窓口センター、市ホームページに用意)に必要事項を記入の上、募集期間内に農業委員会事務局へ郵送又は直接提出してください。</p> <p>※郵送の場合は締切日の消印有効、直接提出の場合は月曜日から金曜日の8:45から16:30まで</p> <p>※推薦した方、推薦を受ける方、応募した方の情報は市ホームページで公表します。</p>	

つくば市農地利用最適化推進委員担当区域

区域の 名称	担当区域
第1区	大曾根、玉取、若森、佐
第2区	前野、篠崎、長高野
第3区	要、蓮沼
第4区	吉沼、西高野、大砂
第5区	沼崎、酒丸、中東原新田、土田、高野、遠東、百家
第6区	今鹿島、上里
第7区	上郷、木俣、野畑、手子生、田倉
第8区	羽成、飯田、中野、片田、上萱丸、下萱丸、花島新田、西栗山
第9区	谷田部、境田、境松、根崎、古館、東丸山
第10区	真瀬、鍋沼新田、高須賀、高良田
第11区	島名、中別府、下別府、上河原崎、鬼ヶ窪、高田、面野井、下河原崎、水堀
第12区	葛城根崎、苅間、原、西大橋、西岡、小野崎（小池に限る。）、島、西平塚、東平塚、下平塚
第13区	柳橋、平、大白裕、新井、山中、小白裕
第14区	上横場、中内、館野、榎戸、北中妻、赤塚、下原、梶内、南中妻、下横場、稲岡、北中島、市之台、今泉、新牧田、松野木、上原、手代木、西大沼、小野崎（小池を除く。）
第15区	上境、中根、栄、松栄、松塚、横町、大、金田、古来、吉瀬
第16区	上ノ室、花室、妻木、東岡、柴崎、倉掛
第17区	上広岡、下広岡、大角豆
第18区	上野、栗原
第19区	田中、水守、山木、田水山
第20区	沼田、国松、上大島、筑波
第21区	神郡、臼井、小沢、杉木、漆所、大貫
第22区	北条、君島、泉、小泉、山口、平沢
第23区	小田、北太田、小和田、大形、下大島
第24区	作谷、安食、寺具、明石
第25区	中菅間、上菅間、洞下、池田、高野原新田、磯部
第26区	菅間、樋の沢、大井、西大井、高崎、稲荷原、高見原
第27区	下岩崎、細見、小山、荃崎、上岩崎、大舟戸、駒込、泊崎
第28区	小荃、六斗、九万坪、房内、若栗、中山、天宝喜